

第1種普通規制地域に許可申請を出す建植広告の概要（設置地面が道路端よりも低い場合）

1 広告物等の掲出場所（住所・地番）

【注】付近の見取り図に設置場所を赤で表示してください。付近の状況が分かる写真を添付してください。

2 相互間距離（広告物等の掲出場所から半径50m未満の地域に、他の建植広告物の有無）
（無・有）

3 仰角14度
下表及び参照図により（適合・不適合）

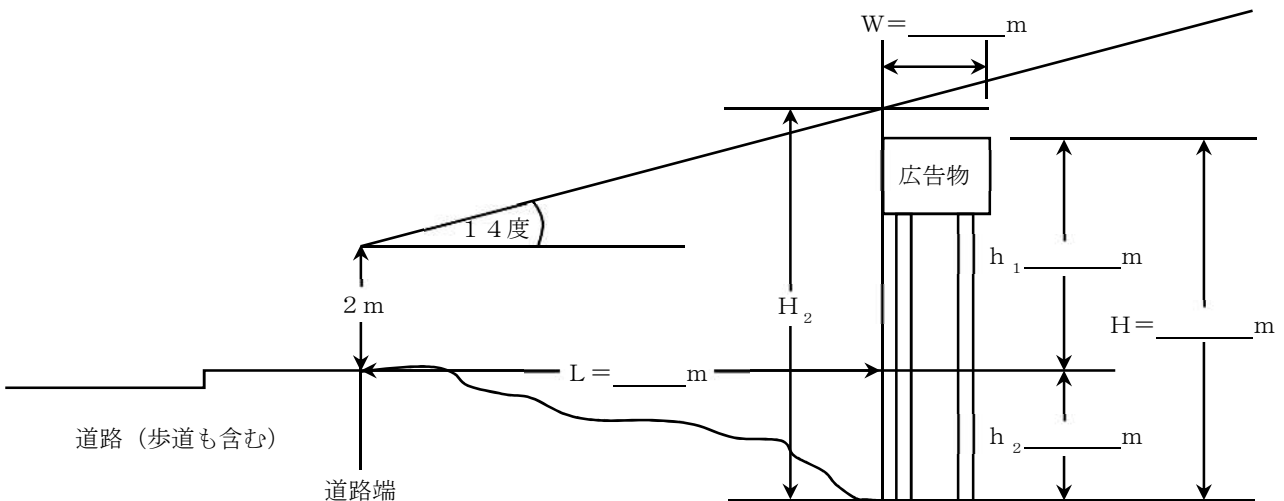
実測値	H	() m	【上限は15m】
計算値	H_2	$H_2 = \frac{L}{4} + 2 + h_2 = \frac{()}{4} + 2 + () = () m$	
結果	H (\leq ・ \geq) H_2 のため、仰角規制 (適合 ・ 不適合)		

4 縦横比率
下表及び参照図により（適合・不適合）

実測値	W	() m
	H	() m
結果	$\frac{W}{H} = \frac{()}{()} (\leq \cdot \geq) \frac{1}{2}$ のため、縦横比率規制 (適合 ・ 不適合)	

【参照図】
(凡例)

L	道路端から広告物までの水平距離	h ₁	道路端の地面から広告物の上端までの高さ
H ₂	仰角14度の高さ	h ₂	設置地面と道路端の地面の高低差
H	設置地面から広告物の上端までの高さ（上限は15m）	W	広告物の横幅



以上に相違ありません。

実際に掲出した広告物等が上記と相違し、山形市屋外広告物条例の規定による基準を満たさない場合には、許可の取消しに同意します。

令和 年 月 日

申請者 住所
氏名